

議会だより

田辺助役・田村収入役の再任に同意

平成3年度国民健康保険税決まる

第2回定例会

第2回定例会

平成三年第二回定例会が六月十七日から二十一日までの会期五日間で開かれました。本定例会には議員からの発議五件、村長から条例改正四件、村道認定一件、補正予算三件、人事案件二件の十五件が審議されました。

議案の内容と審議の結果は左記のとおりです。

◎発議第三号 月潟村議会委員会条例の一部を改正する条例(案)の提出について

発議者 深沢幸雄議員 賛成者 青柳正二議員

委員 堀 波夫 副委員長 山崎辰一郎 委員 青柳 正二 委員 高木 久平

◎月潟村監査委員条例の制定について

委員会条例の改正により議会運営委員会を置くこととしたため、議会運営委員長の報酬を常任委員長と同額の一五六、〇〇〇円とするものです。

◎平成三年度簡易水道特別会計補正予算(第一号)を定めることについて

(原案可決・全会一致) 歳入歳出それぞれ一、〇〇〇万円を追加し、総額を八、一六〇万円とするものです。

歳入は繰出し基準に基づいて一般会計から一、〇〇〇万円を繰入金として計上しました。歳出では人件費二一〇万円、残留塩素測定装置修繕費二一八万八千円、予備費六六一万二千元をそれぞれ追加したものです。

(原案可決・全会一致) ◎平成三年度一般会計補正予算(第二号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ三、八五二万六千円を減額し、総額を十六億三、八四六万三千円とするものです。

委員 深沢 幸雄 委員 関本 武夫 (原案可決・全会一致)

◎月潟村児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

新たに「月潟中央児童遊園(大字月潟五二番地の二)」と「曲通中児童遊園(大字上曲通三五八番地の八)」の2ヶ所の児童遊園を設置し、安全な遊び場を確保するものです。

(原案可決・全会一致) ◎月潟村災害救助条例の一部を改正する条例の制定について

本件は救助の種類で、障害物の除去は雪おろし・除雪に限っていたものを、全ての障害物を対象とするよう改正するものです。

(原案可決・全会一致)

◎月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員会条例の改正により議会運営委員会を置くこととしたため、議会運営委員長の報酬を常任委員長と同額の一五六、〇〇〇円とするものです。

中学校移転改築工事の実設計が完了し、近く入札の予定となっていますが、当初予算編成後、国からの事業費配分の変更や物価の高騰による設計額の増額が必要となり、校舍棟に対する継続費を六、二七三万四千円増額し、九億八、九八八万四千円としました。

一方、年度割の変更のため本年度分は三、八九一萬六千円の減額となります。

歳入では地方交付税四三〇万九千円、国庫支出金一、二七〇万七千円、村債二、一五〇万円をそれぞれ減額し、歳出も年度割変更により設計監理費三三三万六千円、工事費三、五二二万円を減額したものです。

(原案可決・全会一致) ◎助役の選任について

助役の任期が六月三十日まで満了するので、引き続き田辺元康氏を助役に選任するため議会の同意を求めるものです。

(同意・全会一致)

◎収入役の選任について

自治法と条例の整合をはかるために、監査委員条例の全部改正をするものです。

(原案可決・全会一致)

◎村道路線の認定について

村道として新たに左記の二路線を認定するものです。

- 1 村道一二五号線 起点 西萱場一六九番地四地先 終点 西萱場一八二番地地先
2 村道一二六号線 起点 西萱場一六〇番地九地先 終点 西萱場一六〇番地一四地先

(原案可決・全会一致)

◎月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員会条例の改正により議会運営委員会を置くこととしたため、議会運営委員長の報酬を常任委員長と同額の一五六、〇〇〇円とするものです。

(原案可決・全会一致)

第二回臨時議会

六月二十八日、会期一日で開催されました。

内容は平成三年度国保税の算定のための条例改正と補正予算です。

◎月潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

平成三年度国民健康保険税は左記のとおり決まりました。

(原案可決・全会一致)

Table with 4 columns: 区分, 改正後, 改正前, 賦課限度額. Rows include 所得割, 資産割, 均等割, 軽減均等割, 六軽減均等割, 四軽減均等割, 賦課限度額.

(原案可決・全会一致) ◎平成三年度一般会計補正予算(第一号)を定めることについて

歳入歳出にそれぞれ一億四九七万九千円を追加し、総額を一六億七、六九七万九千円とするものです。

歳入の主なものは村税一、〇八六万円、地方交付税二、〇〇〇万円、国庫支出金七四四万七千円、県支出金五、〇五九万四千円、基金繰入金八〇五万二千元、繰越金八〇〇万円などとなっています。

歳出の主なものは庁用車購入費二五六万九千円、水道会計繰入金一、〇〇〇万円、ふるさと創生事業として月形町小学校との交流会補助金一八五万二千元、越後謙展示コーナー工事費二五三万四千円、児童遊園造成工事費二九〇万円、活性化農業構造改善事業補助金三、三〇〇万二千元、モデル集落整備事業二、二九七万六千円、村道十一号線歩道整備事業の測量委託・工事費一、八七〇万円、宅地排水床止め工事、農道砂利止め工事費四九二万八千円などを増

◎平成三年度国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ四八七万二千元を減額し、総額を二億四、二六七万八千円とするものです。

歳出では療養給付費を九一〇万円減額する一方、高額療養費を八〇万円増額しました。また老人保健拠出金が確定したことから七〇万九千円を減額し、国保給付準備基金に一三〇万円を積立しました。歳入では平成二年度決算見込みで三、二五三万一千円の繰越しとなるため、医療費見込みを勘案し国保税三二〇万円、国庫支出金五〇〇万二千元、基金繰入金二、一五〇万円をそれぞれ減額し、繰越金を二、二五二万九千円増額するものです。

(原案可決・全会一致)

助役・収入役の紹介

※四ページをご覧ください。